

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

住民監査請求について（通知）

令和 6 年 2 月 8 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書（以下「請求書」という。）等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の要旨

(1) 対象となる財務会計上の事実

大阪市東成区保健福祉課その他の関係部署の職員が行った以下の財務会計上の行為（以下「本件公金支出」という。）

ア 請求者の母親に対する、老人福祉法 11 条 1 項 2 号に基づく特別養護老人ホーム入所措置等に要した費用の支出

イ 請求者の母親に対する生活保護費の支出

ウ 令和 5 年 6 月 7 日頃の、請求者の母親に対する後見開始の申立てで必要となった費用の支出

エ 令和 5 年 8 月頃及び同年 12 月頃の A 弁護士に対する弁護士費用の支出

(2) その行為が違法又は不当である理由

ア 請求者の母親は、自宅で家族同然の暮らしをしている飼い犬と日常的に触れ合っていたこととあいまって、抗血小板薬の副作用により何もなくても内出血が発生する状態であったから、請求者は、請求者の母親の介護関係者に対し、このことを日頃から説明していた。

また、請求者の左目周囲にひどい内出血が発生した令和5年2月9日、請求者は請求者の母親をB脳神経外科病院（大阪市C区）に連れて行き、頭部外傷に関する詳細なCT検査の結果として頭蓋内出血も骨折もないことを確認してもらったし、同月10日の朝にはこのことを請求者の母親の介護関係者にも伝えていた。

それにもかかわらず、大阪市は、同日時点の請求者の母親の左目周囲の内出血の様子を主たる根拠として、同日、請求者の母親に対し、高齢者虐待防止法9条2項に基づく緊急一時保護として、老人福祉法11条1項2号に基づく特別養護老人ホーム入所措置（以下「本件一時保護措置」という。）に踏み切った。

また、請求者は、大阪市に対し、同日の晩以降、抗血小板薬の副作用等の事情を繰り返し説明したにもかかわらず、大阪市は、B脳神経外科病院に対する問い合わせすらしなかった。

そのため、請求者の母親に対する、老人福祉法11条1項2号に基づく特別養護老人ホーム入所措置等に要した費用の支出は不当な公金の支出であるといえる。

イ 大阪市は、令和5年2月22日付で、請求者の母親に対し、改めて老人福祉法11条1項2号に基づく特別養護老人ホーム入所措置（以下「本件入所措置」という。）、及びこれに付随する処分として高齢者虐待防止法13条に基づく面会制限措置（以下「本件面会制限措置」という。）を行った上で、その頃から請求者の母親に対する生活保護費の支出を開始するとともに、同年6月7日頃、請求者の母親について後見開始の申立てをした。

ところで、請求者は同居の娘として請求者の母親を扶養していたし、請求者の母親は請求者の自宅で元気に過ごしていたし、体重は約49.5kgであった。

しかし、請求者の母親は本件一時保護措置後の5月26日には35.8kgまで減少するなど急激に体調が悪化した結果、同年3月30日時点では長谷川式認知症スケール及びMMSEがいずれも0点となるなど廃人同然の状態になった。

また、その後にくらかは請求者の母親の体調が回復したかもしれないものの、少なくとも令和5年11月から令和6年1月にかけて請求者の母親の認知症等の悪化が急速に進んでおり、同月30日に大阪市東成区役所で請求者と面会した際、自宅に帰りたくと繰り返し述べていた請求者の母親は請求者の名前をかろうじていえたにすぎなかったし、一人で立っておくこともできなかったことからしても、請求者が請求者の母親を虐待していたという大阪市の判断は間違っていたといえる。

そのため、請求者の母親に対する生活保護費の支出は生活保護法4条1項に違反する違法な公金の支出であるといえるし、請求者の母親に対する後見開始の申立ては「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」に該当しない点で老人福祉法32条に違反する違法な公金の支出であるといえる。

ウ 請求者の母親について本件入所措置及び本件面会制限措置（以下「本件入所措置等」という。）を継続する理由は全くないから、本件入所措置等の取消訴訟に対する応訴のために大阪市がA弁護士に依頼する必要もなかったといえる。

そのため、A弁護士に支払った弁護士費用は不当な公金の支出であるといえる。

(3) その結果, 大阪市に生じている損害

本件公金支出相当額の損害が大阪市に生じている。

(4) 請求する措置の内容

ア 本件入所措置等を直ちに解除することで, 本件入所措置等の継続によりこれ以上の費用が大阪市に発生することを防止する措置

イ 大阪市東成区保健福祉課その他の関係部署の職員に対し, 損害を補填させる措置

(5) 関連事情

請求者の母親には, 自宅に帰りたいという請求者の母親の希望を無視し続けている成年後見人が選任されたままであるから, 請求者の母親が自ら本件入所措置等の取消しを求めることができないでいる。

また, 大阪市は, 請求者との間の訴訟において, 「高齢者の同意を前提として, 養護者が高齢者と自由に面会などの交流をする権利」は憲法 13 条及び自由権規約 23 条 1 項等が認めているものではないといった理由により, 請求者は請求者の母親に対する本件入所措置等の取消しを求める原告適格がないなどと主張しているため, 請求者との間の訴訟が確定するのはまだまだ先になる見込みである。

その一方で, 本件入所措置等によって, 身体的にも心理的にも著しく健康状態を悪化させられ, 認知機能も大幅に低下する中, 請求人が自分の長女であることを認識できる状態で請求人の母親が請求人と面会できる期間は長くないから, 早急に本件入所措置等が解除される必要があるといえる。

そのため, 本件公金支出は, 専ら請求者及び請求者の母親に関する公金の支出であるものの, 住民監査請求を通じた是正を求めることとした。

第2 判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求は、長や関係職員等による違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が監査委員に対して監査及び防止、是正の措置を請求することにより、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的としている。

この点、最高裁判所昭和 53 年 3 月 30 日判決では、住民訴訟における住民の有する訴権は、住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた権利であり、原告は、自己の個人的利益のためや地方公共団体そのものの利益のためではなく、専ら住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものである旨判示している。

また、東京地方裁判所平成 9 年 4 月 21 日判決においても、住民監査請求の請求人である住民が、監査委員に対して監査及び必要な措置等を求めうる地方自治法上の地位は、請求人の私的な権利、利益の保護を目的とするのではなく、公益的かつ公法的なものである旨判

示している。

これらの判決によれば、住民監査請求は、自己の法律上の利益に直接関わりのない事項について、専ら住民全体の利益のために、公益の代表者としての立場において請求するものであって、請求人個人の具体的権利利益を保護するためのものではないと解される。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

請求人は、大阪市が請求人の母親に対して高齢者虐待防止法に基づく緊急一時保護や、その後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームへの入所措置（以下「本件入所措置」という。）等を行ったが、それは、請求人が請求人の母親を虐待していたという大阪市の誤った判断に基づいて行われたものであるなどと主張し、これらの措置に伴い本件入所措置等に要した費用が違法、不当に公金支出されているとして、本件入所措置等を直ちに解除することを求めるとともに、大阪市関係部署の職員に対して損害を補填させる措置についても求めている。

しかしながら、本件請求は、請求書や添付の事実証明書の内容からすると、本件入所措置や面会制限措置等に伴う、請求人及び請求人の母親に関する公金の支出について、住民監査請求制度を通じた是正を求めるものであり、専ら請求人等の個人的かつ私的な利益を主張しているものと解され、地方財務行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を保障することを目的とする住民監査請求制度本来の対象とするところではない。

以上の点から、本件請求は法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。